3　土砂災害・地盤災害・液状化対策

○　国及び地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を推進する。また、国、地方公共団体及び関係事業者は、ライフライン施設やインフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の耐震化等の推進等を進める。

○　国及び地方公共団体は、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進する。

【目標】

①　急傾斜地崩壊危険箇所の対策【国土交通省】

・　急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

【具体目標】

・　急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数について、平成30年度約351千戸（推進地域（地震動による基準）の全府県）を目指す。（平成24年度末約335千戸（推進地域（地震動による基準）の全府県））

②　大規模盛土造成地の耐震化【国土交通省】

・　地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い地域住民への情報提供を図るとともに、滑動崩落防止工事によりそれらの危険な大規模盛土造成地の耐震性を向上させる。

【具体目標】

・　地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地の有無等の公表率平成28年度50％（推進地域の全市町村）を目指す。（平成25年度約１％（推進地域の全市町村））

③　森林の山地災害防止機能等の維持増進【林野庁】

・　地震時の山地災害の発生を防止・軽減するため、治山対策を実施するとともに、間伐等による多様で健全な森林の整備等により森林の国土保全機能の維持増進を図る。

【具体目標】

・　周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数平成30年度約5.8万集落（全国）を目指す。（平成25年度約5.5万集落（全国））

・　適切な間伐等の実施により、市町村森林整備計画等において山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合平成30年度約78％（全国）を目指す（平成24年度73.8％（全国））。

4　ライフライン・インフラ施設の耐震化等

○　地震発生時に電気、ガス、上下水道等のライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者は、ライフライン施設の耐震化・耐浪化等を進めるとともに、特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進める。

○　通信等の情報インフラの機能を確保することは、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要であることから、国、地方公共団体、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化、ネットワークの多重化や非常用発電設備の整備・燃料の確保等の機能停止に至らない対策を進めるほか、地下空間における携帯電話等の不感地帯の縮小、安否確認手段の周知等を図る。

○　交通施設の地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、道路橋・鉄道高架橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策、岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進するとともに、交通機能が寸断することがないように、被災地域外を活用した代替輸送や水上輸送ネットワークも含めた迂回路・代替路の確保、他の交通モードへの転換等の災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

【目標】

①　発電・送電システムの耐震化等【経済産業省】

・　長期的かつ広範囲に電力供給支障が生じないよう、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図る。

②　都市ガス設備の耐震化【経済産業省】

・　低圧ガス導管については、ポリエチレン管など耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図る。

【具体目標】

・　低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等の高い耐震性を有する導管の割合平成37年度90％を目指す。（平成24年度末80.6％（全国））

③　水道の基幹管路の耐震化【厚生労働省】

・　基幹管路である導水管、送水管、配水本管の耐震化を図る。

④　下水道施設の耐震化【国土交通省】

・　下水道施設（下水処理場、ポンプ場、管きょ）の耐震化を図る。

⑤　上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実【厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省】

・　ライフラインの早期復旧のための体制を充実する。

第２節　津波対策

1　津波に強い地域構造の構築

○　海岸管理者、河川管理者等は、最新の知見に基づいたレベル１の津波に対応できるよう、必要に応じて、海岸堤防等について計画を見直し、海岸堤防等の整備、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進等を行う。国、地方公共団体等は、津波エネルギーの減衰等の効果が期待される海岸防災林の整備を推進する。また、津波が海岸堤防等を越流した場合でも、後背地の被害の軽減を図るため、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防等の整備のための技術開発を推進する。

○　国、地方公共団体等は、地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、要配慮者に関わる社会福祉施設や医療施設等の施設の耐浪化等を推進するとともに、津波避難のための避難路や避難場所の整備等の対策も勘案しつつ、必要に応じて、住宅や要配慮者施設を周辺の高台等の浸水の危険性の低い場所に移転するなど、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえた津波対策を講じる。また、レベル２の津波への対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地方公共団体は、地域の実情や将来像等を踏まえ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定する。

【目標】

①　津波避難施設（津波避難ビル等）の指定【内閣府、消防庁】

・　津波避難ビル等のガイドラインの普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難ビル等の指定を推進する。

【具体目標】

・　津波避難ビル等を指定している市町村の割合100％（付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有する全国の市町村）を目指す。（参考　平成23年全国（岩手県、宮城県、福島県を除く）の沿岸市町村に対する指定市町村率28％）

②　海岸保全施設整備の推進【農林水産省、国土交通省】

・　津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

③　官庁施設の津波対策【国土交通省】

・　津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。